

策定する計画の構成について

1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、また障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき以下の3つの計画を策定・公表することが義務付けられています。本市が策定した現計画は、令和8年度末で計画期間が終了するため、あらためてこれら3つの計画を一体的に策定します。

①市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

⇒主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定めるもの

②市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）

⇒主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定めるもの

③市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）

⇒主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定めるもの

2 計画の期間

新計画の計画期間は、次のとおり

- ①市町村障害者計画 … 6年間（令和9年度～14年度）
- ②市町村障害福祉計画 … 3年間（令和9年度～11年度）
- ③市町村障害児福祉計画… 3年間（令和9年度～11年度）

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
今回策定	よこすか障害者計画 (第8期横須賀市障害福祉計画及び第4期横須賀市障害児福祉計画を含む)					
	①市町村障害者計画（基本理念、施策の方向性）					
	②市町村障害福祉計画 (成果目標、サービス見込量)			＜令和11年度策定予定＞ 市町村障害福祉計画		
	③市町村障害児福祉計画 (成果目標、サービス見込量)			市町村障害児福祉計画 (成果目標とサービス見込量)		

3 計画の策定方法

新計画は、障害福祉専門分科会のもとに「障害福祉計画等検討部会」（この会議体）を設置し、計画内容の具体的検討作業を行います。

※策定スケジュールは資料1参照

4 新計画の構成（案）

項目	計画
第1章 計画策定の基本的な考え方	①②③共通
第2章 障害者を取り巻く現状	①②③共通
第3章 計画の基本理念、施策の体系	①市町村障害者計画
第4章 障害児や障害者に関する施策の展開	①市町村障害者計画
第5章 成果目標	②市町村障害福祉計画 ③市町村障害児福祉計画
第6章 障害福祉サービス等の見込量等	②市町村障害福祉計画 ③市町村障害児福祉計画
第7章 地域生活支援事業の見込量等	②市町村障害福祉計画 ③市町村障害児福祉計画
第8章 計画の推進体制等	①②③共通
資料編	①②③共通

(参考) 計画の法令上の位置づけ

○障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。